

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

(請 願)
請願第 3 号

青い森セントラルパーク全域を防災のため公有地として
継続して管理することを求める請願 (採択)

(請願の趣旨)

大規模地震に起因する火災が発生した場合、密集市街地での火災の延焼のおそれがあり、火災の輻射熱から身体を守るためには、およそ 10 ヘクタール以上のスペースが必要だと言われている。したがって、大火輻射熱等を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド、その他公共空き地等の大規模な広場 (オープンスペース) を地震火災に対する避難所として選定する必要がある。

また、幹線道路は緊急車両以外が通行どめとなることから、避難場所への移動は徒歩のみとなる。したがって、避難場所は地域の中心部に位置していることが望ましい。

復旧・復興作業の際には、作業用車両の駐車場や救援物資の保管場所、資材置き場などに広い用地が必要となり、さらに、仮設住宅の建設用地が必要となる。それらに適当な場所は、市街地の中心部に位置し、交通アクセスがよく、ライフライン使用が可能であることである。

青い森セントラルパーク (浦町字橋本 335-20 外) は市街地中心部に位置しており、上記の諸条件を満たす貴重な広大地である。市は、青い森セントラルパーク 12.8 ヘクタールを中部地区の広域避難所 (大規模地震等による周辺地区からの避難者を収容、保護する施設) として指定しており、災害時には住民の命を守る避難場所として、復旧・復興の際には支援活動の前線基地としての機能が期待される貴重な土地である。

中部地区の地域住民にとっては、唯一の広域避難所であり、中心部に広大な公有地があることで、これまで安心して暮らしてきた。(ちなみに、市中心部で 2 番目に広い避難所は平和公園で 3 ヘクタールと狭く、火災の輻射熱から避難者の安全を確保することは困難)

巨大地震による大規模な地殻変動は、広範囲に影響を及ぼすことがあり、その震源域から離れた場所での地震の発生を誘発し、過去の大地震では、5 年以内に誘発地震が起きている。最近では、2004 年 12 月のスマトラ島沖地震 (マグニチュード 9.1) の誘発地震が 2009 年 9 月に発生した。

2011 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録した。これほどの大きな地震であれば、5 年間は誘発地震発生の可能性が十分考えられ、備えを万全にしなければならない。

したがって、都市防災強化のため、青い森セントラルパークを今後とも公有地として継続して管理し、市民の安全のためのスペースを確保していただきたい。

(請願事項)

青い森セントラルパーク全域を市民の安全・安心のため、今後とも公有地として継続して管理すること。

平成23年 9 月 1 日

請 願 者

青森市中佃一丁目 19 番 5 号

工藤 雅人

請願第4号

子どもの医療費助成に関する請願（不採択）

（請願の趣旨）

子どもが病気になったときには、経済的な心配をせずにすぐに医療を受けさせたいという多くの保護者の声があり、私たちは長年その声を市に届けてきた。市も乳幼児医療費助成制度の対象年齢の引き上げや所得制限の大幅緩和などで対象を広げるなどの改善をしてきたが、いまだに窓口で一たん医療費を支払う償還払いであるなど、大きな問題がある。

市長は2009年の市長選で子どもの医療費無料化の拡大を公約にし、当選後は私たちとの懇談でも、2012年には、現物給付と小学6年生までの助成対象拡大を確実に実現できるようにしたいし、そうできるように準備を進めていると発言し、また議会でも同じ趣旨の発言をしていた。

しかし、現在市長のマニフェスト工程表では現物給付もせず、小学生の医療費助成は入院のみの実施にするという内容であり、以前の約束から大きく後退している。

議会での市の答弁では、現物給付を実施しない理由として、必要もないのに医療機関を受診する、いわゆるコンビニ受診などを挙げているが、子育てをしている母親の立場としてはとても考えられない答弁である。必要もないのにわざわざ、時間もかかり他の病気をもらうかもしれない医療機関へ子どもを連れて行くということは考えられない。確かに軽微な症状で夜間や休日に救急外来に行くような受診の仕方は問題であるが、もしそのような受診の仕方を減らすのであれば、子どもを心配する保護者の不安な気持ちが解消され適切に医療機関を受診できるような工夫をしている自治体を参考に、他の工夫をするべきである。経済的な負担をかけることでコンビニ受診を防ごうとすると、本当に必要がある子どもの受診がおくってしまうおそれもある。

また、市長は公約の後退について、国の子ども手当支給があり、子育て支援の環境が変わったと発言しているが、子ども手当は廃止される見込みで、児童手当が復活したとしても扶養控除の廃止などをあわせると子育て家庭の経済状況は以前と比べても決してよくなっていない。

子どもたちの健やかな成長を願い、子育て世代を励まし、安心して医療が受けられるよう、以下のことを求める。

（請願事項）

- 一、入院費、通院費ともに現物給付にすること。
- 一、通院の医療費助成の対象を小学生まで拡大すること。

平成23年9月1日

請 願 者 青森市長島二丁目23番5号
新日本婦人の会青森支部
支部長 北田 文子

（陳 情）

陳情第5号

住宅リフォーム助成制度の今年度予算の増額及び来年度の継続実施を求める陳情（継続審査）

(陳情の趣旨)

平成 23 年第 1 回青森市議会定例会において全会一致で採択された住宅リフォーム助成制度は、市民と中小零細業者から大変な反響を呼び、申し込み件数は 576 件、助成申込額は約 8967 万円、総工事費は約 10 億 1807 万円と公表されたが、余りの反響に抽選となったものの予算の増額はなく、266 人の方が漏れてしまった。

これだけ市民からの要望が高い当該制度に対して、抽選から漏れた市民は不公平感や助成金をもらうことができないのなら工事を考え直すなど、意欲が失われかねない。さらに当該制度が今年度限りで終了すれば、経済対策としての目的が途中で終わることが懸念される。市内の経済状況を見ると建築関連業種以外への波及効果が出るまでには至っていない。

住宅リフォーム助成制度の今年度予算を増額し、申込者全員に助成金を給付すること及び来年度も当該制度を継続することを求め、陳情する。

(陳情事項)

- 1、今年度の申込者全員に助成金を給付すること。
- 2、住宅リフォーム助成制度を来年度も実施すること。

平成 23 年 9 月 1 日

陳 情 者 青森市長島三丁目 21 番 8 号
青森民主商工会
会長 田附 衛 外 6 人

陳情第 6 号

青森市財務規則に関する陳情（継続審査）

(陳情の趣旨)

私は、現在青森市立橋本小学校で学校事務職員として勤務しており、仕事上、学校で使用する物品の購入にも携わっている。その中で、たびたび物品の分類において困っている。

青森市財務規則では、備品は「その性質及び形状を変えずに比較的長期間の使用又は保存に耐えるもの」と規定し、消耗品は「その性質が使用することによって消費され、又は損傷しやすいもの若しくは長期間の使用に耐えないもの」と規定している。これだけでは、何が備品で、何が消耗品なのか判断がつかないため、教育委員会事務局総務課や会計課の判断を仰がなければならないものが多数出てくる。

例えば、手で持つ 500 円の棒温度計は消耗品で、壁にかける 400 円の温度計は備品である。子どもが授業で使用する金づちは消耗品で、学校に勤務する技能主事等が使用する金づちは備品である。備品と消耗品は学校予算上の支出科目が違うことから、備品を消耗品費から支出することはできない。

しかし、図書に関しては、「取得価格が一万円未満の図書」は消耗品とすると青森市財務規則に規定されており、簡単に判断することができる。図書以外の物品も同じように取得価格が 1 万円未満の物品を消耗品として扱うことができれば、事務の効率が図られる。また、現在は 1 万円未満の物品に関

しては、備品カード及び備品シールがなく、青森県の場合は「取得価格が二万円未満の物品」を消耗品として取り扱っている。

事務の効率化のためにも、1万円未満の物品は消耗品として取り扱うよう、青森市財務規則を改正していただきたい。

(陳情事項)

青森市財務規則第二百二十三条第三項第4号中、「取得価格が一万円未満の図書」を「取得価格が一万円未満の物品」と改正すること。

平成23年9月1日

陳 情 者 青森市平新田字森越90の4
和田 力
